

**大阪市工業用水道
特定運営事業等**

モニタリング報告書（令和5年度）

**令和6年9月
大阪市**

目次

第 1	本報告書の位置づけ.....	3
1	本報告書と運営権者が作成・公表する各報告書との関係.....	3
2	本報告書におけるモニタリングの対象となる運営権者の取組	4
第 2	モニタリングの実施体制	5
第 3	モニタリング結果の全体概要	7
第 4	要求水準上、実施すべき取組に関するモニタリングの結果.....	8
1	全体概要.....	8
2	総務・CS部門.....	12
3	浄水部門.....	13
4	給配水部門	14
5	計画・設計部門.....	15
第 5	より良い事業運営に向けた取組に関するモニタリングの結果	17
1	全体概要.....	17
2	「収益性向上」に関する施策・取組	18
3	「状態監視保全」に関する施策・取組.....	21
4	「運営体制構築」に関する施策・取組.....	24

第 6	財務モニタリングの結果	26
-----	-------------------	----

第 7	有識者会議の講評	30
-----	----------------	----

第1 本報告書の位置づけ

大阪市工業用水道特定運営事業等（以下「本事業」という。）が令和4年度から開始し、運営権者である「みおつくし工業用水コンセッション株式会社」（以下「運営権者」という。）が経済産業大臣からの事業の許可を受けた工業用水道事業者となり、公共施設等運営権を設定した工業用水道施設の維持管理や更新、工業用水道の利用者の料金収納などのお客さまサービスを担っている。

本事業のモニタリングは、大阪市工業用水道特定運営事業等モニタリング計画（以下「モニタリング計画」という。）に沿って実施しており、「運営権者によるセルフモニタリング」「市によるモニタリング」及び「外部有識者（以下「有識者」という。）によるモニタリング」の3つのモニタリングで構成される。

本報告書は、モニタリング計画第1－6に基づき、本事業の透明性、客観性を確保するため、事業年度毎に市が年間を通じて実施してきたモニタリングの結果をまとめ、公表するものである。なお、市によるモニタリングの結果は、当該年度の末日時点のものであるため、それ以降、本報告書の公表までの間に、運営権者において実施された内容等については対象としていない。

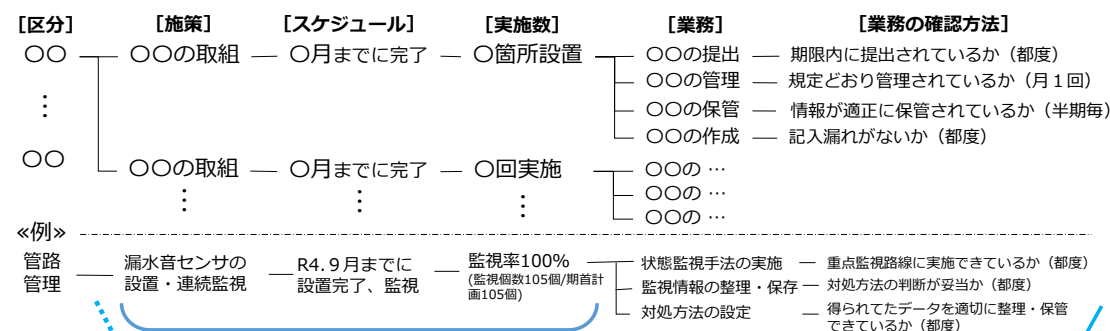
1 本報告書と運営権者が作成・公表する各報告書との関係

運営権者が設定する施策・業務等の体系、及び市と運営権者それぞれでまとめる報告書を図解すれば、下図のとおりである。

市によるモニタリングは、要求水準に定めた業務の適正な履行の確認（セルフモニタリング結果の確認等）及び事業計画に沿った施策が履行されているかを確認するものであり、モニタリング報告書はそれらの確認結果をまとめたものである。

<運営権者が設定する施策・業務等の体系及び市と運営権者の報告書>

◆運営権者が設定する施策・業務等の体系



◆報告書の記載範囲

① 運営権者

単年度事業報告書

セルフモニタリング報告書

② 市

モニタリングの
【観点】

【施策】
事業計画に定めた施策が漏れなく盛り込まれているか

【スケジュール】
事業計画に定めた施策がスケジュールどおり必要数を履行できているか

【業務】
要求水準書に定めた業務が漏れなく抽出されているか

【業務の確認方法】
モニタリング実施チェックリストに定めた各業務の管理するポイントが漏れなく確認できているか

モニタリングの
【手法】

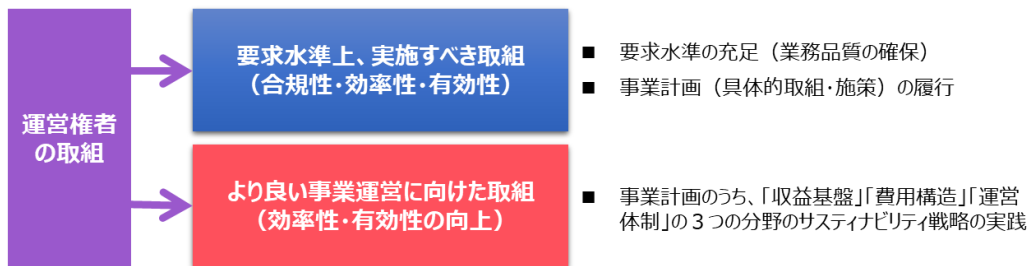
- 運営権者からの各施策の履行状況及びセルフモニタリング結果の月次報告内容の確認
- モニタリング方針に定めた重点確認事項について、実地調査によるセルフモニタリング状況の確認
- 重要管理点について、運営権者から提出された書類又は業務実施の結果報告を受けての承認又は確認

モニタリング報告書（市）

2 本報告書におけるモニタリングの対象となる運営権者の取組

モニタリングの対象となる運営権者の取組については、「要求水準上、実施すべき取組」と「より良い事業運営に向けた取組」に大別される。

本モニタリング報告書は、前者については、市において、各業務の要求水準の充足（業務品質の確保に關すること）を確認し未達を未然防止するために実施してきた結果と、事業計画に定められた具体的取組・施策が計画どおり履行されているかを確認してきた結果をまとめたもので、また、後者については、効率性や有効性の向上の観点から、評価を行った結果をまとめたものである。



【参考】運営権者が作成・公表する各報告書の概要

＜単年度事業報告書＞

全体事業計画書を踏まえ、各年度に設定した具体的取組・施策の実施スケジュールと実施数を定めた単年度事業計画に沿って、年間を通じて着実に取組が実施されたかどうかをまとめたもの

（主な記載事項）

- ・当該年度に実施している施策・スケジュール
- ・実施数
- ・各種施策の取組実績の有効性評価

（作成・公表の目的）

運営権者自らが事業計画に定めた施策が計画的に履行できていることを市に報告するとともに、運営権者自らが公表することで、利用者や地域住民からの信頼醸成を図るため

＜セルフモニタリング報告書＞

運営権者自らが各業務の要求水準の充足（業務品質の確保、各種施策の取組実績の有効性評価に關すること）の状況を確認する手法を定めたセルフモニタリング計画に沿って、年間を通じて着実にセルフモニタリングが実施されたかどうかをまとめたもの

（主な記載事項）

- ・要求水準に定める各業務が適正に履行できていることを確認した結果
- ・各種施策の取組実績の有効性評価

（作成・公表の目的）

運営権者自らの業務品質の管理状況を市に報告するとともに、運営権者自らが公表することで、利用者や地域住民からの信頼醸成を図るため

第2 モニタリングの実施体制

市によるモニタリングは、運営権者の各業務の履行に関し、市があらかじめモニタリング計画において設定した項目に対し、運営権者に対し事前に承認や確認を行うものと、運営権者のセルフモニタリング結果の確認等を通じて、定期的な要求水準充足の確認、事業計画書に定めた財務、会社運営、浄配水場及び管路等の管理運営等に関する事項の実施状況等の確認を行うものとで構成される。

市によるモニタリングの承認・確認を行う手法は、以下のとおりである。

- 運営権者からの各施策の履行状況及びセルフモニタリング結果の月次報告内容の確認
- モニタリング方針に定めた重点確認事項について、実地調査によるセルフモニタリング状況の確認
- 重要管理点について、運営権者から提出された書類又は業務実施の結果報告を受けての承認※又は確認

※ 業務の各過程における「重要管理点」及び「申請書類等の作成」の段階、並びに必要な応じて「事象発生時」において、事前に市の承認を得ることにより、業務実施が可能としているもの

市のモニタリング体制は、次頁の図（モニタリング実施体制（R5年度））に示すとおり、モニタリングを統括しつつ主に経営モニタリングを担う連携推進課と業務モニタリングを担う各所管課が連携して実施している。

また、市のモニタリング結果の妥当性について、専門的・客観的見地から意見を聴取するため、大阪市工業用水道施設運営事業有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催することとしている。

なお、本報告書では、要求水準書の項目に沿ってモニタリングを次のとおり分類することとし、経営並びに各部門に共通するモニタリング事項については「統括モニタリング」として整理している。

○ 統括モニタリング

以下の業務の履行状況に対するモニタリング

- ・所管省庁との連絡調整
- ・事業計画書の作成
- ・事業報告書の作成
- ・実施体制の構築
- ・再委託等に関する事項
- ・セルフモニタリング

○ 経営モニタリング

以下の業務の履行状況に対するモニタリング

- ・財務管理
- ・内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備・運用
- ・本事業全般に係る業務（情報管理、市所管業務への協力等）

○ 業務モニタリング

以下の業務の履行状況に対するモニタリング

■ 総務・CS（お客さまサービス）部門

- ・利用料金の設定 ・新技術の研究開発、導入 ・災害・事故への対応に関する業務

■ 浄水部門

- ・施設整備の実施 ・保守点検の実施 ・状態監視情報の分析 ・修繕の実施
- ・維持管理データベースの整備

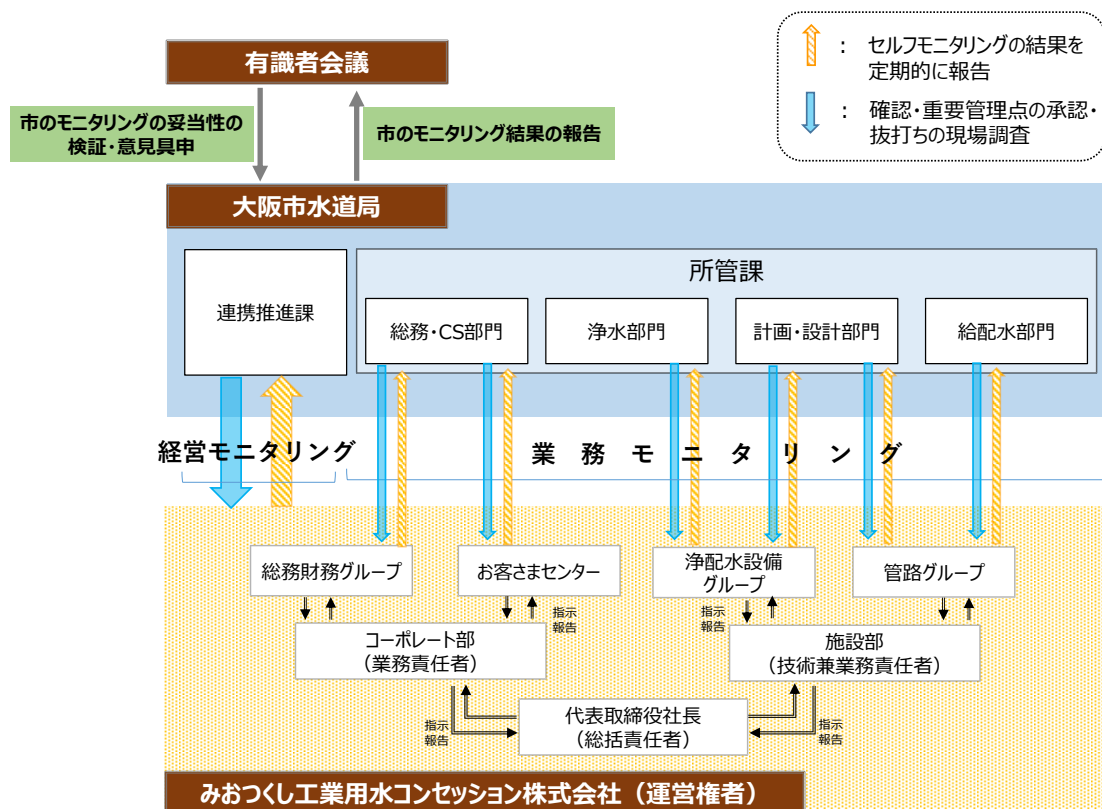
■ 給配水部門

- ・管路更新等 ・維持保全【配水設備の維持管理】【断通水作業等】【他企業工事への対応】・緊急修繕【突発漏水等への対応】【第三者破損発生時の対応】・支障移設関連

■ 計画・設計部門

- ・施設管理・施設整備の実施
- ・管路管理計画の運用・管理【状態監視保全】【更新】【末端管路の管理・撤去】
- ・支障移設関連【道路工事に伴う支障移設工事等】【依頼に基づく支障移設工事等】
- ・給水施設に関する業務【使用開始に伴う工事申込】【給水施設工事の設計及び施工】
【内部施設の確認、上水道との誤接合防止】

＜モニタリング実施体制（R5 年度）＞



第3 モニタリング結果の全体概要

「要求水準上、実施すべき取組」については、合規性の観点から、要求水準の未達や、要求水準の未達につながるおそれのある指摘事項の有無と、それらに対する対応状況等について整理し評価した。令和5年度において、要求水準の未達事象が2件発生しているが、いずれも工業用水の利用者や市民等に直接影響を及ぼさないものであり、すでに是正措置が取られている。その他、複数の指摘事項等があったものの、概ね適切に改善が図られている。詳細は「第4」を参照のこと。

「より良い事業運営に向けた取組」については、施策の効率性や有効性の観点から評価を行った。主なものとしては、収益性の向上策として、新たな料金プランの導入等に取り組んだほか、先進的な状態監視保全システムの構築に取組、それぞれ事業計画に沿って施策が実施され、一定の成果・知見が得られているところであるが、現時点において必ずしも十分な効果が出ているとは言えないことから、引き続き効果検証や改善の検討を進めていく必要がある。詳細は「第5」を参照のこと。

これらの施策の基盤となる運営権者の財務状況については、大きな問題は見られない。詳細は「第6」を参照のこと。

第4 要求水準上、実施すべき取組に関するモニタリングの結果

1 全体概要

令和5年度のモニタリングにおいて、令和5年5月及び令和6年2月に道路占用許可期限の延長手続きの不備による要求水準未達が認められたため、運営権者に対し指導及び勧告を行った。

いずれの事象も利用者や市民等への直接的な影響はなく、モニタリング計画に基づき是正措置等を実施したことを確認している。

また、令和5年度モニタリング方針に基づく実地調査では、予め部門ごとに設定した16項目の着眼点について実施状況を確認した結果、実施手法の修正に係る指摘（未然防止措置）が5件、実施手法の改善に係る提言が3件認められた。

このように要求水準の未達や実施手法の指摘等はあるものの、本事業全体としては、概ね事業計画に基づき適正に実施されていることが確認できた。

<モニタリングによる指摘等>

① 市の承認・確認行為により判明したもの

✓ 要求水準未達 ⇒ 2件（R5.5、R6.2）

② 市の実地調査により判明したもの

✓ 実施手法の修正を指摘【要修正】⇒ 5件

※ 現時点で要求水準未達（是正措置）には該当しないが、これを放置すれば未達に繋がる恐れがあり未然防止措置が必要な事項

✓ 実施手法の改善を提言【改善提言】⇒ 3件

※ 要求水準未達や要修正に該当しないが、改善することが望ましい事項

モニタリングの区分 （部門）	要求水準未達			実施手法の 修正を指摘	実施手法の 改善を提言
	命令	勧告	指導		
総務・CS部門	0件	0件	0件	0件	0件
浄水部門	0件	0件	0件	1件	2件
給配水部門	0件	0件	1件	4件	0件
計画・設計部門	0件	1件	0件	0件	1件
計	2件			5件	3件

(1) モニタリング結果

これらの結果を踏まえた、各部門における要求水準に沿った業務区分ごとのモニタリング結果は、以下の一覧のとおりである。

全40業務中、課題等がなく順調に進捗している（◎）が32業務。課題等はあったが現在は解消され順調に進捗している（○）が4業務。課題等があり、現在解消に向けて対応中（△）が1業務。対象事象が発生せず評価をしない、該当なし（－）が3業務で

あった。

令和5年度に確認された要求水準未達は、給配水部門と計画・設計部門でそれぞれ1件あったが、いずれも是正措置が完了しており、現在は課題が解消され順調に進捗していることから（○）と評価している。

また、浄水部門において「△」が1業務あるが、第4四半期に実施した実地調査により実施手法の修正を指摘したもので、対応が令和6年度に及ぶことから「△」とし、現在解消に向けて対応中である。

＜モニタリング結果（部門別）＞

（全40業務中、◎32、○4、△1、×0、－3）

〔凡例〕

- ◎＝課題等がなく順調に進捗
- ＝課題等はあったが現在は解消され、順調に進捗
- △＝課題等があり、現在解消に向けて対応中
- ×＝要求水準未達による是正措置を実施中
- －＝該当なし

総務・CS部門（19業務中、◎19）

業務区分	現況
＜総務＞	
(1) 利用料金の設定	◎
(2) 所管省庁との連絡調整	◎
(3) 事業計画書の作成	◎
(4) 事業報告書の作成	◎
(5) 実施体制の構築	◎
(6) 再委託等に関する事項	◎
(7) 財務管理	◎
(8) セルフモニタリング	◎
(9) 内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備・運用	◎
(10) 新技術の研究開発、導入	◎
(11) 本事業全般に係る業務（情報管理、市所管業務への協力等）	◎
(12) 災害・事故への対応に関する業務	◎

業務区分	現況
＜CS＞	
(1) 給水収益や新たな収入源の確保	◎
(2) 各種受付・問い合わせ対応	◎
(3) 水道メーター点検	◎
(4) 利用料金の収納	◎
(5) 利用者情報のシステムによる管理	◎
(6) 情報発信	◎
(7) 利用者とのコミュニケーション	◎

浄水部門（7業務中、◎5、○1、△1）

業務区分	現況
(1) 施設整備の実施	◎
(2) 保守点検の実施	○
(3) 状態監視情報の分析	◎
(4) 修繕の実施	◎
(5) 維持管理データベースの整備	△
(6) 運転管理の実施	◎
(7) 水質管理の実施	◎

課題等の整理	運営権者の対応状況 (R5年度末)
【R4実地調査における指摘】 令和5年3月に桜宮配水場の自家発電設備の試運転の際、養生作業の誤操作により停電事象が発生し、配水吐出圧が低下した。	令和5年7月に再発防止策が取りまとめられ、改訂された手順書に基づき、同様の業務が適切に履行されている。 （令和5年7月対応済）
【R5実地調査における指摘】 令和4年度に構築された維持管理データベースの初期データの一部が不足していた。	設備全般において不足しているデータが無いかを改めて精査するとともに、入力内容の確認作業等を実施中。 （令和6年度第3四半期までに対応予定）

給配水部門（6業務中、◎2、○2、－2）

業務区分	現況
(1) 更新等	－
(2) 維持保全【配水設備の維持管理】	○
(3) 維持保全【他企業工事への対応】	○
(4) 緊急修繕【突発漏水等への対応】	◎
(5) 緊急修繕【第三者破損発生時の対応】	－
(6) 支障移設関連	◎

課題等の整理	運営権者の対応状況 (R5年度末)
【R4、R5実地調査における指摘】 R4実地調査による指摘（「幹線弁柱等調査業務」及び「維持保全業務」における進捗状況や情報共有の整理ができていなかった。）への対応状況を確認したところ、計画を立てた上での進捗管理ができていない案件が確認された。	進捗状況を箇所毎に把握・管理可能な管理表を作成し、同管理表に基づく管理を行うこととした。また、同管理表により定期的（月1回程度）に市へ報告することとした。 （令和6年1月対応済み）
【R5実地調査における指摘】 社内会議において意思決定した内容を資料に直接記入することで議事録の代用としており、記録管理の運用ルールが整理できていなかった。	重要な社内意思決定（社内会議、セルフモニタリング）において、各プロセスの管理等を整理していくこととした。 （令和6年3月対応済み）
【R5業務における要求水準未達、R5実地調査による指摘】 令和5年5月に発生した要求水準未達事象「道路占用許可期限の延期手続きの不備【R5-1】」に対し、実地調査により是正計画書で定める道路占用許可期限管理表を運用していることは確認したが、様式で定める関連項目の記載誤りが見受けられた。	期限管理表の一部様式の見直しを含め修正を行った。 （令和6年1月対応済み）

計画・設計部門（8業務中、◎6、○1、－1）

業務区分	現況
(1) 施設管理・施設整備の実施	◎
(2) 管路管理計画の運用・管理【状態監視保全】	◎
(3) 管路管理計画の運用・管理【更新】	◎
(4) 管路管理計画の運用・管理【末端管路の管理・撤去】	－
(5) 支障移設関連【道路工事に伴う支障移設工事等】	◎
(6) 支障移設関連【依頼に基づく支障移設工事等】	◎
(7) 給水施設に関する業務	○
(8) 水道メーターに関する業務【水道メーターの管理】	◎

課題等の整理	運営権者の対応状況 (R5年度末)
【R5業務における要求水準未達】 令和6年2月に要求水準未達事象「道路占用許可期限の延期手続きの不備【R5-2】」が発生した。	セルフモニタリングの仕組みの変更や、給水施設工事に係る一連の手続き等を案件毎に管理する仕組みを構築し運用した。 （令和6年3月対応済み）

(2) 要求水準未達事象の発生

令和5年度においては、要求水準書で定める管路の管理運営に関する要求水準に対して、未達となる事象が2件【R5-1、R5-2】発生した。いずれも、「道路占用許可期限の延期手続きの不備」によるものであり、市から運営権者に対して以下の是正措置①～③の実施を求め、対応済みである。

是正措置の内容	【R5-1】 対応状況	【R5-2】 対応状況※
① 当該未達の解消	済み	済み
② 再発防止策を含めた是正計画書の提出	済み	済み
③ 是正計画書に基づく再発防止策の実施	済み	済み

※一部、是正措置の実施期限を超過したため、令和6年度に違約ポイントを計上

○ 【R5-1】 道路占用許可期限の延期手続きの不備（令和5年5月事実確認）

内容	水道局発注の配水管布設替工事（上水）に伴う舗装本復旧工事の施工に先立ち、運営権者において同一道路上にある工水管路の弁室鉄蓋の調整工事を実施したが、道路占用許可期間内に必要となる手続きが遅延した。
原因	道路占用許可期間を管理する体制が不十分であり、関連する舗装本復旧工事の進捗状況も把握できていなかった。
是正レベル	指導（業務への影響が限定的又は軽微な事象に相当するため）
再発防止策	① 道路占用許可期限管理表（以下「期限管理表」という。）の作成 ② 期限管理表を用いた管理・運用

○ 【R5-2】 道路占用許可期限の延期手続きの不備（令和6年2月事実確認）

内容	給水管新設工事に伴い、道路占用許可を申請し許可を得たが、申請した期間内に工事が実施できず、本来であれば理由を申し出て道路占用許可期間の延期手続きを行う必要があるが、その手続きがされないまま許可期間を超過した。
原因	担当者が期限管理表への入力を失念していたにも関わらず、当初の道路占用許可申請時点における階層ごとのセルフモニタリングが十分に機能しておらず、申請の存在を社内で把握できていなかった。
是正レベル	勧告（同一事象による短期間における再発であり、本事業に関する道路管理者からの信頼を失うおそれがあるため）
再発防止策	① 期限管理表を一連の実施状況が確認可能な様式に改良 ② セルフモニタリング実施時の確認内容を記録する仕組みを変更 ③ 給水施設工事に係る一連の手続き等を案件毎に管理する仕組みを構築・運用 ④ 社内での周知徹底と社内研修の実施

2 総務・CS部門

【要求水準に基づく主なモニタリング対象業務】

< 総務 >

- ア 利用料金の設定
- イ 所管省庁との連絡調整
- ウ 事業計画書の作成
- エ 事業報告書の作成
- オ 実施体制の構築
- カ 再委託等に関する事項
- キ 財務管理
- ク セルフモニタリング
- ケ 内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備・運用
- コ 新技術の研究開発、導入
- サ 本事業全般に係る業務
- シ 災害・事故への対応に関する業務

< CS >

- ス 給水収益や新たな収入源の確保
- セ 各種受付・問い合わせ対応
- ソ 水道メーター点検
- タ 利用料金の収納
- チ 利用者情報のシステムによる管理
- ツ 情報発信
- テ 利用者とのコミュニケーション

【概要】

総務については、令和4年度に構築された運営体制が維持され、各種事業報告書や計画書は期限どおりに報告・提出がなされており、災害・事故への対応においても、災害対応訓練や事故対応マニュアルの改訂及び事故への対応など、要求水準を満たしていることが確認できた。また、お客さまサービスについても、各種受付・お問い合わせ対応業務、情報発信など、要求水準を満たし概ね計画どおり進捗している。

そのため、「要求水準上、実施すべき取組」に対する評価としては、全て「◎」としている。

なお、上記ス及びテについては、「より良い事業運営に向けた取組」として第5においてその概要と有効性評価等について記載している。

【主たる個別施策の達成、進捗状況】

令和6年度の事業計画書や令和5年度の月次業務報告書及び四半期事業報告書について、市とも調整の上、期限内に適切に作成が行われ、市の承認・確認を得ている

休日夜間を含む緊急時の連絡体制を整備し、運用している。突発漏水等に伴う緊急作業時には、市に対する緊急修繕や上水バックアップの依頼、利用者への連絡等を適切に実施するとともに、令和6年2月には2年に一度開催される近畿2府4県内工業用水道事業者震災時応援訓練にも予定どおり参加している。

【課題への対応等（モニタリング方針の確認・対応状況含む）】

総務・CS部門に限らず事業全般に関わるものとして、令和5年度に要求水準の未達が2件発生していることから、抜本的なセルフモニタリングの改善に向けて運営権者と協議していく必要があると考えている。

3 浄水部門

【要求水準に基づく主なモニタリング対象業務】

- ア 施設整備の実施
- イ 保守点検の実施
- ウ 状態監視情報の分析
- エ 修繕の実施
- オ 維持管理データベースの整備
- カ 運転管理の実施
- キ 水質管理の実施

【概要】

要求水準、KPI の達成に向けた運営権者の行動計画となる令和 5 年度事業計画書に基づき、「浄配水施設における設備更新・維持管理」「適正な運転管理」等の業務実施計画について、計画どおりに進捗していることが確認できており、市の要求水準を満たしていると評価している。

【主たる個別施策の達成、進捗状況】

浄配水場の施設整備においては、令和 5 年度に更新を予定していた鶴見配水場直流電源装置及び無停電電源装置について、半導体不足による更新材料の長納期化の影響により設計までを令和 5 年度に完了させ、施工は令和 6 年度に行うこととした。一方で、令和 6 年度に予定していた桜宮配水場流量計の更新計画を前倒しし、令和 5 年度末に完成している。設備の状況や更新材料調達に係る市場動向を考慮し、適宜、計画の見直しを行うなど、要求水準の未達はなく概ね計画どおりに事業が運営されていることが確認できた。

維持管理データベースの構築では、一部の業務が未完了ではあったものの、新たな管理手法の試みがなされていた。

保守点検及び修繕の実施では、事業計画に基づいた点検が実施され、日常点検などの結果を踏まえた修繕が適宜実施されていた。

なお、ウについては、「より良い事業運営に向けた取組」として、第 5 において、その概要と有効性評価等について記載している。



鶴見配水場無停電電源装置（既設）



桜宮配水場流量計変換器（更新後）

【課題への対応等（モニタリング方針の確認・対応状況含む）】

桜宮配水場において、運営権者が維持管理業務を実施している際、令和5年3月に誤操作による短時間の停電に伴い、配水吐出圧力低下事象が発生した。本事象について、運営権者において要因分析及び再発防止策が実施されていることを確認した。

また、令和5年度モニタリング方針に基づき市が実施した実地調査において、設備台帳の精査及び充実について、令和4年度に構築された維持管理データベースの初期データの一部が不足していたため、データ入力を完了するよう指摘した。一方で、360°カメラ画像を用いた写真データベースとして、視覚的に設備配置・構成が把握できる新たな管理手法の整備に着手していることを確認した。

これ以外の項目（設備更新や点検整備計画に基づく整備など）に関しては、運営権者において適切に行われていることを確認している。

4 給配水部門

【要求水準に基づく主なモニタリング対象業務】

- ア 更新等（※当年度は該当する業務なし）
- イ 維持保全【配水設備の維持管理】
- ウ 維持保全【他企業工事への対応】
- エ 緊急修繕【突発漏水等への対応】
- オ 緊急修繕【第三者破損発生時の対応】
- カ 支障移設関連

【概要】

運営権者が提出する報告書等の書類確認、定例報告会での聞き取りなどによって、市が要求水準書で設定した管路の更新・維持修繕に係る要求水準に則り、大規模漏水事故の未然防止を図りつつ、弁栓類を含む管路資産の維持保全や漏水発生時の緊急修繕、支障移設等への対応等が行われていることが確認できており、一部で要求水準の未達はあったが既に対処し解消されていることから、市が要求する管路の管理運営が概ね適正に実施されていると評価している。



吉野4丁目：漏水状況



吉野4丁目：割継輪修繕

【主たる個別施策の達成、進捗状況】

要求水準の達成に向け、運営権者の行動計画となる令和5年度事業計画書に規定された配水設備の巡視・保守点検、管路の移設等の業務実施にあたり、一部、課題が認められたものの運営権者が定めた実施手順書等に基づき実施され、概ね適切に進捗していることを確認している。

【課題への対応等（モニタリング方針の確認・対応状況含む）】

令和4年度の実地調査において、計画的修繕作業の進捗状況を管理するとともに、定期的に市へ情報共有する方法を定めることや、管路維持保全の実実施手順書に定めた点検頻度や維持管理方法等に関する調査計画を作成し、月単位で作業管理するための進捗管理の仕組みを構築することについて指摘し、令和5年度の実地調査により、これらの修正がなされ、運用されていることが確認できた。また、重要な社内意思決定に係る各プロセスの管理を整理することについても指摘し、こちらも令和5年度末までに運営権者において対応が完了している。

令和5年5月に維持保全工事における道路占用許可期限の延期手続き不備による要求水準未達が確認され「指導」を行ったが、その後、再発防止策を含めた是正計画書が提出され、実地調査においても再発防止策等の運用状況を確認できた。

5 計画・設計部門

【要求水準に基づく主なモニタリング対象業務】

- ア 施設管理・施設整備の実施
- イ 管路管理計画の運用・管理【状態監視保全】
- ウ 管路管理計画の運用・管理【更新】
- エ 管路管理計画の運用・管理【末端管路の管理・撤去】（※当年度は該当する業務なし）
- オ 支障移設関連【道路工事に伴う支障移設工事等】
- カ 支障移設関連【依頼に基づく支障移設等】
- キ 給水施設に関する業務【使用開始に伴う工事申込】【給水施設工事の設計及び施工】
【内部施設の確認、上水道との誤接合防止】
- ク 水道メーターに関する業務【水道メーターの管理】

【概要】

計画・設計業務の実施状況について、市は、運営権者からの提出図書類、セルフモニタリングの実施状況の月次確認、会議体での報告、要求水準書に定める承認事項の承認及び確認事項の確認によるモニタリングによって確認できており、一部で要求水準の未達はあったが既に対処し解消されていることから、市の要求水準を概ね満たしていると評価している。

【主たる個別施策の達成、進捗状況】

(1) 施設管理・施設整備

要求水準書及び事業契約書では、施設整備方針に基づき選定した更新等の対象設備を計画的かつ効率的に更新・改造すること及びそれ以外の設備において、本事業期間中に老朽化が進行し、更新・改造が必要と判断した場合、適切に更新・改造するなど、施設や設備の状態に応じて適切に管理することを要求している。

令和5年度に完成予定であった鶴見配水場の直流電源設備等の更新が機器製作の長期化に伴い令和6年度に変更する一方で、設備状態の調査結果を踏まえ、桜宮配水場流量計設備の更新を令和5年度に前倒しして実施することについて運営権者から提案があり、市は妥当と判断し承認した。また、それぞれの更新工事について要求水準書に定められた「設計図書一式」などの提出書類により、要求水準（機器、工事仕様）を充足していることが確認できた。

(2) 管路管理（状態監視保全）

要求水準書及び事業契約書では、大規模漏水の未然防止と更新投資の抑制に資するよう、リスクレベルに応じた適切な手法を運営権者自ら選択し、費用対効果の高い状態監視保全を実施することを要求しており、イについては、「より良い事業運営に向けた取組」として、第5において、その概要と有効性評価等について記載している。

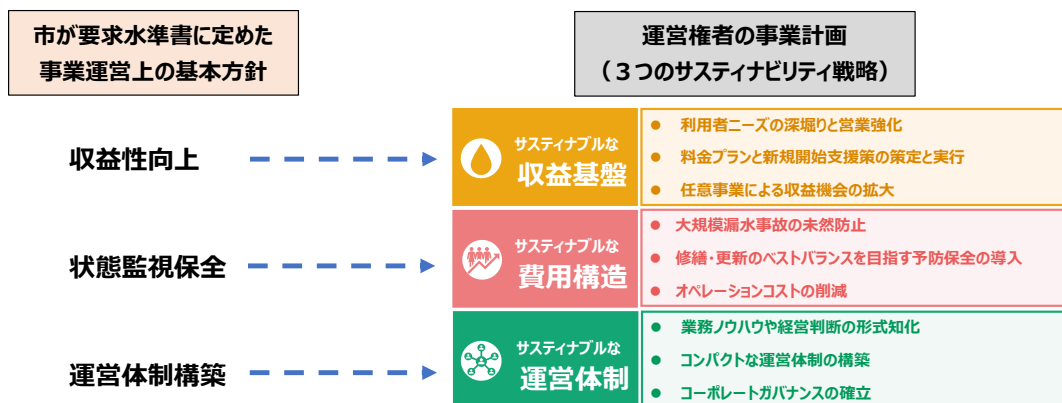
【課題への対応等（モニタリング方針の確認・対応状況含む）】

令和5年度モニタリング方針に基づき実施した実地調査により、状態監視手法で得られたデータ（漏水音センサ、衛星画像解析、水量・水圧）の分析に基づく評価が行われ、その評価結果に基づく管路管理方針が令和6年度事業計画書に記載されていることを確認している。

令和6年2月には給水施設工事における道路占用許可期限の延期手続き不備による要求水準未達が確認され、市は「勧告」を行った。その後、運営権者により是正計画書に基づく再発防止策が実施されたことを書面にて確認しているが、令和6年度の実地調査においても再発防止策等の運用状況を現地で確認していく。

第5 より良い事業運営に向けた取組に関するモニタリングの結果

運営権者は、市が要求水準書に定めた事業運営上の基本方針等に基づき、工業用水道事業の持続可能な仕組みを構築するため、全体事業計画を策定し、そのなかで、「収益基盤」「費用構造」「運営体制」の3つの分野のサステナビリティ戦略の実践を掲げている。



1 全体概要

第1期計画期間の2年目に当たる令和5年度においては、事業開始初年度で構築された運営体制を維持し、新料金プランの策定や漏水音センサによる漏水検知の継続及び検知精度の向上など、事業計画書に定めた各種施策・取組が実施されており、運営事業2年目における到達点としては順調に推移しているものと認識している。

以下、本事業の運営上最も重要としている「収益性向上」「状態監視保全」「運営体制構築」を実現するための各種施策・取組の履行に対する有効性の評価結果を述べる。

○ 単年度事業計画（R5年度）における主なKPIの達成状況

要求水準に定める業務品質に加え、運営権者は各業務のうち主要な取組に関して自らKPI（重要業績評価指標）を定めており、それらのKPIについて進捗管理や振り返りを行うことで、より効果的な事業運営をめざしている。

令和5年度における主なKPIの達成状況は、下表（主なKPIの達成状況）のとおりお客さまサービス業務の項目において達成できなかったKPIがあるが、前年度に続き5段階評価の中間点を上回る水準を維持しており、全体的に概ね目標を達成しているものと評価している。

単年度事業計画における定量的な目標値であるKPIについては、これを達成することで、中長期的な事業目標に対して効果をもたらすものとなっているかどうかについても、不断の検証を行っていく必要があることから、本事業がより高い効果を得られるよう、引き続きその妥当性（目標設定の有効性や水準等）や中長期的な事業の進捗状況等についてもモニタリングを行っていく。

なお、令和5年度に設定した以下のKPIについては、より良い事業運営に向けた取組を対象に、運営権者が自らの管理水準として設定しているものであり、未達成であっても契約上のペナルティには該当しない。

＜主な KPI の達成状況＞

項目	業務	目標値	管理項目	実績	結果
【施設・管路管理業務】					
ICTの活用	浄配水設備・管路の維持管理効率化のためのICT等の新しい技術・ツールの活用	5件	活用件数	6件	達成 ※1
【施設管理業務】					
状態監視	状態監視装置の取得データを分析し、設備故障の予兆検知に向けた取り組みを実施	2回	分析回数	2回	達成
【管路管理業務】					
状態監視	漏水箇所での漏水音データ（漏水あり/なし）の取得・分析等による漏水検知精度の確認	3回以上	精度確認回数	3回	達成
	利用者側の急激な受水等に伴う水圧低下時の原因の検討および個別の対応策の実施	3件以上	対応件数	2件	達成 ※2
【お客さまサービス業務】					
給水収益や新たな収入源の確保	給水収益増加もしくは新たな収入源の確保を促す施策を実施	3件以上	実施した施策件数	3件	達成
	地下水利用者や新規着工事事務所等をターゲットとした営業活動により新規のお客さまを獲得	5件以上	新規利用申込件数	9件	達成
利用者とのコミュニケーション	前年度と比較したお客さま満足度の改善	10%以上増加 (4.24点以上)	満足度平均点の 前年度平均点 (3.85点) との比較	±0% (3.85点)	未達成
【経営全般】					
事業体制構築	内部統制の確立	監査報告書での 重大な指摘ゼロ	内部統制方針の順守	0件	達成
	承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行	要求水準違約金 発生ゼロ	要求水準の順守	0件	達成

※1 ICTの活用の実績6件のうち、計画・設計部門が5件（ボールカメラ、ArcGIS等）、浄水部門が1件（ライブカメラ）である。

※2 令和4年度実績から対応件数目標値を3件以上と設定（対象案件数が3件以上の場合は少なくとも3件、2件以下の場合は全て）しており、令和5年度においては、対象案件数全2件のうち、対応実績数2件であったため達成としている。

2 「収益性向上」に関する施策・取組

(1) 効果的な新料金プランの策定・普及

① 運営権者の事業計画（第1期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・ 工水需要の喚起を促す新たな料金プランの実施
- ・ 利用者との対話を通じた試験（新）料金プランの選択率 20%以上

② 令和5年度計画

- ・ 試験料金プランに関するアンケート（R4実施）及び加入者へのヒアリング等（R5実施）に基づく効果測定
- ・ 新料金プランの決定（供給規程の変更）にかかる経済産業省との調整、および利用者への周知等

③ アウトカム達成に向けた令和5年度実施施策の有効性評価

「工水需要を喚起する施策」として、令和4年度から5年度にかけて試行的に実施した試験料金プランについては、申込者148社のうち19社が適用を受けた。また、令和5年6月に実施した試験料金プラン申請者に対するアンケートなどによる効果検証を実施し、試験料金プランを令和6年度から新料金プランとして設定することとなり、令和6年3月に経済産業大臣による工業用水道事業法第17条第2項に係る供給規程変更

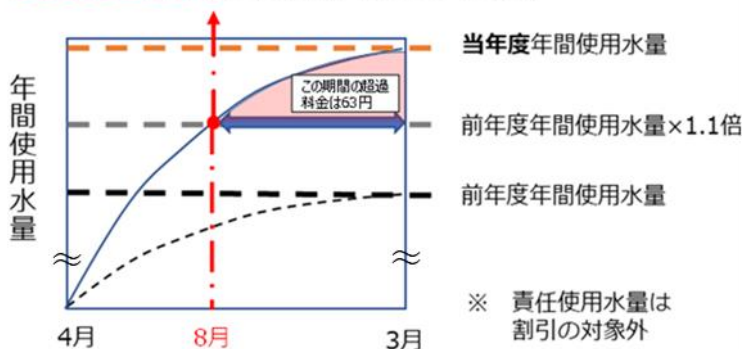
の認可を受け、供給規程施行細目の変更についても計画どおり実施していることが確認できた。

令和4年度以降の2年間の実績からは、試験料金プランによる工水需要喚起の効果は限定的と推察されることから、引き続き実績水量の分析とともに、より有効な料金プランの検討の必要性がある。

<試験料金プランの概要>

前年度の年間使用水量の1.1倍を超える水量に
対する超過料金を10%割引 (70⇒63円/m³)

超過した翌月から超過使用料金を10%割引



・この料金プランを選択するには、**コンサルティングサービス**を受けることが条件

・**コンサルティングサービス**を通して、利用者のニーズや使用状況を把握し、需要喚起につながる提案を行う

(2) 工水利用の拡大

① 運営権者の事業計画（第1期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・第1期計画末時点での新規利用開始者数の累積15件以上

② 令和5年度計画

- ・令和4年度の利用者へのヒアリング結果等を踏まえ、給水収益の増加等を促す新たな施策を実施
- ・これまでと違う業種・業態への営業アプローチなど積極的な営業活動

③ アウトカム達成に向けた令和5年度実施施策の有効性評価

これまでコンタクトのない業種等へのアプローチなど幅広い営業活動を実施した。

また、事業開始当初から設定している新規開始支援策（工事費用支援サービス、工事費用分割払いサービス）の適用が2件あったほか、令和5年度には新たにお客さま紹介制度、流量お知らせサービスの施策を実施している。

新規利用申込件数の目標は達成している一方、支援策の実施や営業活動との相関関係は、検証が必要である。より効果的な施策の実施手法、営業活動手法への見直しを継続していくことが、新規利用者の安定的な確保に繋がっていくものと考えている。

<R4 年度開始の施策>

[工事費用支援サービス]

給水施設の工事費用の一部を運営権者が負担するサービス。給水開始月から 12 ヶ月の間の給水料の合計額が 100 万円を超えた場合、工事費用のうち最大 50 万円を運営権者が負担する。



[出典: みおつくし工業用水コンセッション株式会社HPより]

[工事費用分割払いサービス]

給水施設の工事費用を無利子で分割払いにできるサービス。工事費用の半分を工事着工前、残り半分のしゅん工後に精算することができる。



[出典: みおつくし工業用水コンセッション株式会社HPより]

<R5 年度開始の施策>

[お客さま紹介制度]

新たに工業用水の給水希望者の情報提供をした方に、紹介した給水希望者が給水契約を締結し給水を開始した場合に、仲介手数料が支払われる制度

[流量お知らせサービス]

毎月 1 回の使用水量のお知らせ票をメールか FAX で毎日 (365 日) お届けするサービス

【定量的目標 (KPI) の達成状況】

お客さまサービス業務で設定していた重要目標評価指標 (KPI) は、お客さま満足度調査における満足度平均点について、前年度より 10%増加の 4.24 点以上を目標値としていたが、前年度と同じ 3.85 点であったため達成に至らなかった。しかし、調査の各項目において「前年度より満足度が向上したか」を尋ねており、5 段階評価で「3」が「前年度と同程度」のところ、平均点が 3.85 点のため前年度よりは向上したとして評価している。

＜お客さまサービスに関する主な KPI の状況＞

項目	業務	目標値	管理項目	実績	結果
【お客さまサービス業務】					
給水収益や新たな収入源の確保	給水収益増加もしくは新たな収入源の確保を促す施策を実施	3 件以上	実施した施策件数	3 件※	達成
	地下水利用者や新規着工事事務所等をターゲットとした営業活動により新規のお客さまを獲得	5 件以上	新規利用申込件数	9 件	達成
利用者とのコミュニケーション	前年度と比較したお客さま満足度の改善	10%以上増加 (4.24点以上)	満足度平均点の 前年度平均点 (3.85点) との比較	±0% (3.85 点)	未達成

※ 給水収益増加もしくは新たな収入源の確保を促す施策として、「お客さま紹介制度」「流量お知らせサービス」に加え、(1)③に記載のとおり、「新料金プラン」に係る取組を実施したことから、実績については目標どおり 3 件としている。

3 「状態監視保全」に関する施策・取組

(1) 浄配水場施設の状態監視保全手法の有効性評価

① 運営権者の事業計画（第 1 期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・ 故障予兆を検知する状態監視保全の強化
- ・ 状態監視保全技術の有効性評価と改善

② 令和 5 年度計画

- ・ 状態監視装置によるデータ収集・分析、故障予知に向けた評価手法の検討

③ アウトカム達成に向けた令和 5 年度実施施策の有効性評価

故障予知に向けた評価手法の検討として、鶴見・桜宮配水場のポンプ設備に設置した各種センサから得られたデータ分析を行った。

この結果、ポンプ設備の回転速度制御設備（液体抵抗器）に対する故障予兆検知について、液体抵抗器運転状況と電解液の温度の分析により、回転速度制御設備の冷却水配管に詰まりが発生すると電解液の温度上昇が顕著に表れるという相関関係までの確認ができた。

また、配水ポンプ設備の軸受故障に対する予兆検知について、ポンプに設置した温度及び振動センサによる軸受異常振動検知時の温度及び振動データの分析により、異常振動を起こす前の温度データからグリス注入量不足が判明した。

このように冷却水配管の詰まりやポンプ軸受異常の原因究明などに活用できた事象があり、一部の維持管理で一定の有効性が確認されていることから、故障予兆を検知する状態監視保全の強化に着実につながる成果が得られたものと評価しているが、異常が顕在化する前の検知（予兆検知）には、さらなるデータの収集・分析が必要である。

【定量的目標（KPI）の達成状況】

月次報告会などで進捗状況の報告を受けつつ、年度末までにすべての令和 5 年度目標値を達成したことを確認している。

＜施設管理に関する主な KPI の状況＞

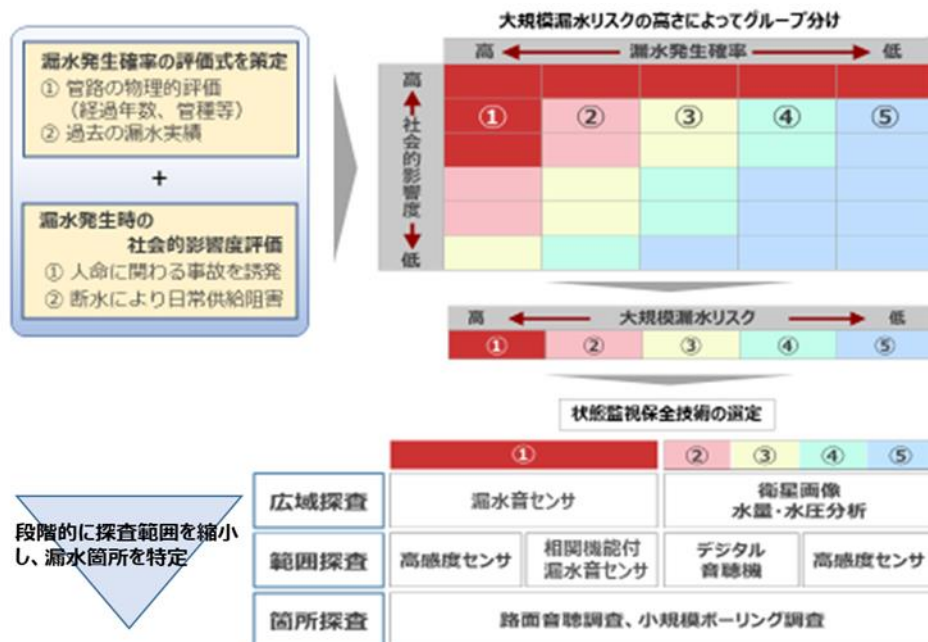
項目	業務	目標値	管理項目	実績	結果
【施設・管路管理業務】					
ICTの活用	浄配水設備・管路の維持管理効率化のための ICT等の新しい技術・ツールの活用	5件	活用件数	6件	達成 ※1
【施設管理業務】					
状態監視	状態監視装置の取得データを分析し、設備故障の予兆検知に向けた取り組みを実施	2回	分析回数	2回	達成

※1 ICTの活用の実績6件のうち、計画・設計部門が5件（ボールカメラ、ArcGIS等）、浄水部門が1件（ライブカメラ）である。

(2) 管路の状態監視保全手法の有効性評価

① 運営権者の事業計画（第1期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・ 漏水を事前に検知する状態監視保全技術の適用
- ・ 状態監視保全技術の有効性評価と改善



② 令和5年度計画

- ・ 漏水音センサによる漏水検知精度の向上（精度向上の取組として、漏水発生箇所における漏水時・健全時の計測、分析の実施）
- ・ 衛星画像解析による取組の有効性の評価（漏水可能性のある2路線の調査を行い、状態監視保全（広域探査）としての評価実施）

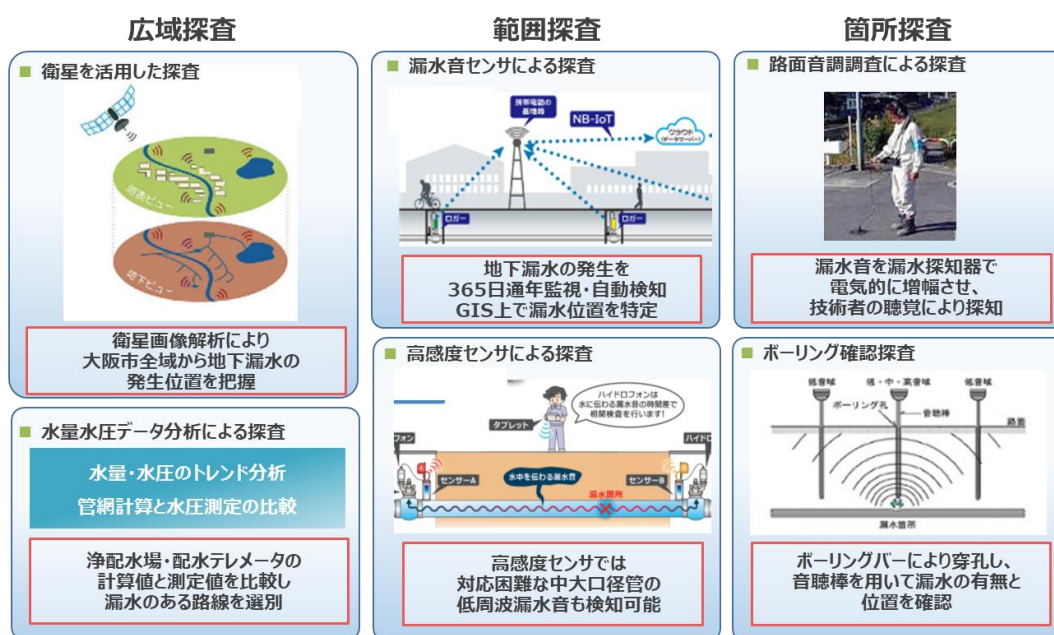
③ アウトカム達成に向けた令和5年度実施施策の有効性評価

衛星画像解析による取組については、令和5年度の計画として、本事業での適用可否を評価することとしており、解析により漏水の可能性があるとされた箇所に対して詳細な漏水調査を完了させた結果、的中率を明確にすることができた。結果としての的中率が低いことから、現時点では実装できる状況にはないが、同技術の情報収集を継続し、

本事業への有効性を確認していくとともに、もう一つの手法として水量・水圧データ分析についての実施状況をモニタリングにより確認していく。(広域探査)

漏水音センサの開発ベンダーと漏水検知精度向上に向けた共同検証を進め、計測データの追加やデータ取得ピッチの細分化などに取り組むとともに、運営権者独自に工業用水道配水管網の水量・水圧データを分析するための水運用モデルの構築を進めるなど、計画どおり、漏水検知精度向上に向けた取組が進められた。

これらの漏水音センサの漏水検知精度向上に向けた取組については、月次報告や実地調査を通じて、センサ開発ベンダーと連携を図りつつ、センサの検知ロジックの検証が着実に進められた結果、漏水アラートの誤判定頻度の減少を確認できたことから、令和5年度の取組として有効であると評価している。(広域及び範囲探査)



〈超音波流量計の設置状況〉



〈水圧調査の状況〉



※ 水量水圧の分析による状態監視の精度確認のため、配水管(水管橋)に超音波流量計を設置し、メーターの流量と比較(写真左)

〈高感度センサによる探査〉



〈ハイドロフォンによる探査〉



【定量的目標（KPI）の達成状況】

年度末までにすべての令和5年度目標値を達成したことを確認している。

＜計画・設計に関する主なKPIの状況＞

項目	業務	目標値	管理項目	実績	結果
【施設・管路管理業務】					
ICTの活用	浄配水設備・管路の維持管理効率化のためのICT等の新しい技術・ツールの活用	5件	活用件数	6件	達成 ※1
【管路管理業務】					
状態監視	漏水箇所での漏水音データ（漏水あり/なし）の取得・分析等による漏水検知精度の確認	3回以上	精度確認回数	3回	達成
	利用者側の急激な受水等に伴う水圧低下時の原因の検討および個別の対応策の実施	3件以上	対応件数	2件	達成 ※2

※1 ICTの活用の実績6件のうち、計画・設計部門が5件（ポールカメラ、ArcGIS等）、浄水部門が1件（ライブカメラ）である。

※2 令和4年度実績から対応件数目標値を3件以上と設定（対象案件数が3件以上の場合は少なくとも3件、2件以下の場合は全て）しており、令和5年度においては、対象案件数全2件のうち、対応実績数2件であったため達成としている。

4 「運営体制構築」に関する施策・取組

① 運営権者の事業計画（第1期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・ 内部統制及び監査体制の構築と企業倫理に優れた経営の確立
- ・ 承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行

② 令和5年度計画

- ・ 内部統制及び監査を実施
- ・ 複層モニタリング体制によるセルフモニタリングの実施により、業務の質や効率性、事業上のリスクを管理

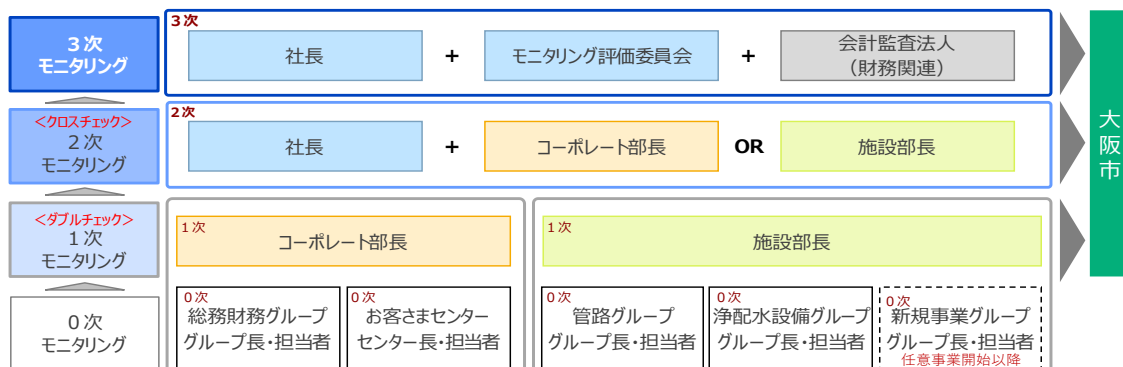
③ アウトカム達成に向けた令和5年度実施施策の有効性評価

取締役会及び株主総会については、会社法、社内規定に基づき取締役会への報告を4月、5月、6月、7月、10月、11月、1月、3月に実施、定時株主総会を6月に実施したが、市に報告されており、重要な社内意思決定における各プロセスの記録管理等が適正に行われていることを確認している。

一方で、複層モニタリング体制によるセルフモニタリングの実施については、令和5

年度としては KPI 目標を達成しているものの、短期間に同様の要求水準未達事象が発生していることは、セルフモニタリングやガバナンスが機能していないことが原因と推測される。要求水準の遵守や再発防止策が徹底されるよう、引き続き指導していく。

＜運営権者のセルフモニタリング体制＞



＜事業報告会議（四半期）＞



＜災害対応訓練＞



【定量的目標（KPI）の達成状況】

月次報告会において進捗確認を行った結果、年度末までにすべての令和5年度目標値を達成したことを確認している。

＜運営体制の構築に関する主な KPI の状況＞

項目	業務	目標値	管理項目	実績	結果
【経営全般】					
事業体制構築	内部統制の確立	監査報告書での重大な指摘ゼロ	内部統制方針の順守	0件	達成
	承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行	要求水準違約金発生ゼロ	要求水準の順守	0件	達成

第6 財務モニタリングの結果

要求水準では、本事業の進捗の遅れや、事業継続が困難になる等の事態を回避するため、「(ア) 全体及び中期、単年度事業計画書における収支計画の作成」「(イ) 財務の健全性を確保した事業運営」「(ウ) 財務状況のセルフモニタリングと報告」、及び「(エ) 財務状況の経営指標」の4事項で定める基準を満たし、健全な財務状況を維持、確保することとしている。

市では、月次報告においては、収支実績、資金残高、請求金額、収納金額、未収金額の状況を確認し、四半期報告及び年次報告においては、計算書類（貸借対照表、損益計算書等）、キャッシュ・フロー計算書及び重要な経営指標等を確認し、運営権者の財務状況の健全性に問題がないことを確認している。

【運営権者の財務状況】

令和5年度の運営権者の収支実績は、経常収益が1,405百万円、経常費用が1,182百万円となり経常損益は222百万円（計画値：41百万円）、当期純利益は156百万円であった。

経常収益の大半を占める給水料が、需要家のコロナ禍からの回復による生産量の増加傾向や夏季の気温上昇に伴う使用量の増加により、計画値1,281百万円に対し実績が1,352百万円となり、計画比で5.5%増加した（参考：令和4年度実績1,311百万円に対し3.1%増）。

経常費用のうち営業費用は、1,091百万円を計画し、保守点検費や給水工事費などの増加はあった一方、修繕費やシステム経費、受託工事費などが想定より下回ったことにより計画値から115百万円減少の976百万円となっているが、事業進捗について遅れはなかった。

貸借対照表においては、流動負債のうち、運営権者が市に支払うサービス対価等（20条負担金や非運営権設定対象施設等関連費用等）の費用と協力業者からの請求分を合わせた未払金が791百万円あるものの、この支払いに対応するための資金として、流動資産のうち、現金及び預金が1,298百万円確保されており、当面の支払い能力に問題はないことが確認できる。未収入金の224百万円についても、利用者の支払いサイクル上、翌年度入金予定の利用料金であり、当年度期中の実績で99.8%徴収していることから特に問題はない。また、短期借入金などその他計画にない負債科目の計上もなく、年度末時点で財務の安定性を確保していると評価できる。

【単年度収支実績の分析】

項目	①R5計画	②R5実績	③差引 (②-①)	④増減率 (③/①×100)
経常収益	1,341	1,405	64	4.8%
営業収益	1,341	1,405	64	4.8%
うち給水料	1,281	1,352	71	5.5%
営業外収益	0	0	0	—
経常費用	1,300	1,182	-118	-9.1%
営業費用	1,091	976	-115	-10.6%
販売費及び一般管理費	196	194	-3	-1.3%
営業外費用	13	13	—	—
経常損益	41	222	182	444.8%
特別損益	0	0	0	—
税引前当期純損益	41	222	182	444.8%
法人税等	14	66	52	379.7%
当期純損益	27	156	129	478.1%

【重要な経営指標】

経営指標	R5実績	内容
流動化比率	106.1%	流動資産／流動負債×100(%)
自己資本比率	6.5%	自己資本／総資本×100(%)
売上高経常利益率	15.8%	経常利益／売上高×100(%)
売上高当期純利益率	11.1%	当期純利益／売上高×100(%)
有利子負債比率	0.0%	有利子負債／自己資本×100(%)

損 益 計 算 書

〔 自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,404,566
売 上 原 価		976,114
売 上 総 利 益		428,452
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		193,605
営 業 利 益		234,846
営 業 外 収 益		64
雑 収 入	64	
営 業 外 費 用		12,520
支 払 利 息	6,369	
開 業 費 償 却	6,150	
経 常 利 益		222,391
税 引 前 当 期 純 利 益		222,391
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	98,348	
法 人 税 等 調 整 額	△32,027	66,321
当 期 純 利 益		156,070

〔出典：みおつくし工業用水コンセッション㈱「第3期事業報告」より〕

貸 借 対 照 表

(2024年 3月31日現在)

(単位：千円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,607,608	流 動 負 債	1,515,573
現金及び預金	1,297,718	未 払 金	790,734
未成工事支出金	5,150	公 共 施 設 等 運 営 権 に 係 る 負 債	55,000
材 料 貯 蔵 品	17,670	更新投資に係る負債	256,582
未 収 入 金	223,913	前 受 金	258,741
仮 払 金	4,002	預 り 金	14
前 払 費 用	11,493	未 払 法 人 税 等	96,861
前 渡 金	47,660	リ ー ス 債 務	948
		管 路 及 び 給 水 施 設 修 繕 引 当 金	56,691
固 定 資 産	4,834,204	固 定 負 債	4,523,812
有形固定資産	33,279	公 共 施 設 等 運 営 権 に 係 る 負 債	307,136
建物付属設備	19,907	更新投資に係る負債	4,211,666
工具器具備品	9,817	資 産 除 去 債 務	2,481
リ ー ス 資 産	3,555	リ ー ス 債 務	2,528
無形固定資産	4,728,084		
公共施設等運営権	370,927		
更新投資資産	4,339,204		
ソフトウェア	17,951	負債合計	6,039,386
投資その他の資産	72,841	(純 資 産 の 部)	
敷 金 保 証 金	2,924	株 主 資 本	420,877
長期前払費用	126	資 本 金	100,000
長期繰延税金資産	69,790	資 本 剰 余 金	100,000
繰 延 資 産	18,451	資 本 準 備 金	100,000
開 業 費	18,451	利 益 剰 余 金	220,877
		純資産合計	420,877
資 産 合 計	6,460,264	負債及び純資産合計	6,460,264

〔出典：みおつくし工業用水コンセッション(株)「第3期事業報告」より〕

第7 有識者会議の講評

本事業のモニタリングは、モニタリング計画に基づき「運営権者によるセルフモニタリング」「市によるモニタリング」及び「有識者によるモニタリング」の3つのモニタリングで構成されており、このうち有識者によるモニタリングでは、有識者会議において、市が作成する業務モニタリングや経営モニタリングの結果の報告と運営権者が作成する単年度事業報告書をもとに、市によるモニタリングの妥当性等について、客観的かつ専門的な知見に基づき、意見又は助言を行うこととしている。

このたび、市が作成した本事業のモニタリング報告書（令和5年度）の案について、令和6年7月17日に開催した大阪市工業用水道施設運営事業有識者会議において意見・助言を求めたところ、有識者から、本事業における市のモニタリングの妥当性等について、次のとおり講評を受けた。

（大阪市工業用水道施設運営事業有識者会議）

設置年月日	令和4年4月1日		
定数	5人		
任期	4年以内		
メンバー (R4.4～)	佐野 修久	大阪公立大学 大学院教授	
	畑山 満則	京都大学 防災研究所教授	
	大西 正光	京都大学 大学院教授	
	金本 夏美	金本夏美公認会計士事務所 公認会計士	
	植村 淳子	関西法律特許事務所 弁護士	

（有識者会議の講評）

令和5年度における運営権者による本事業について、全体としては、事業計画に基づき概ね適正に実施されており、市の実施したモニタリングについても適切であったと評価できる。しかし、一部において要求水準未達となり、是正が必要な点が検出された。

今年度発生した2件の要求水準未達事象は、同一の事象が短期間で生じたものであったとのことである。いずれの事象においても利用者や市民等への直接的な影響がない事象であり、運営権者の再発防止策を含めた是正計画の策定を確認しているとのことであるが、要求水準未達事象を未然に防止するためにも、今後の組織マネジメントや管理体制の改善状況を市としても確認していくとともに、運営権者の取組姿勢について指導を徹底されたい。

また、個別の事象については次のとおり、効果検証や改善が必要な事案が認められた。

経済産業大臣から認可された新料金プランは、事業の初年度から実施している試験料金プランの効果を踏まえたものであるが、その効果検証の期間は短く、効果の確認は不十分であったため、需要喚起に繋がるか今後も効果検証を継続するとともに、より効果的な料金プランを追求していく必要がある。

衛星画像解析を活用した管路の状態監視保全については、漏水検知の的中率が低いことが判明したが、事業提案時からの状況の変化を踏まえ、国内外で効果があった技術や手法の

情報収集に努め、運営権者の良好な財務状況も活かして、新たな手法の導入も積極的に検討されるように促されたい。

維持管理データベースの初期データの一部が不足していたことについては、完了させることでモニタリングの簡素化にも役立てられることもあり、漏れがないような方法の設定、確認手法を確立し、早期解消を図られるように市として指導されたい。

なお、未達となっている KPI については、運営権者が主体的にマネジメントすべき成果指標として設定したものであるが、市も事業の進捗管理の観点から、未達となった原因等について報告を受けているものであり、本件が要求水準の未達や契約違反に該当するものではないことを確認しているとのことである。

今後も、運営権者と共に、引き続き、本事業の着実かつ円滑な実施に向けて取り組まれたい。